

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書 (2)

平成24年12月25日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

近	藤	裕	之
永	井	孝	治
若	山	政	行
大	西	一	彰
澤	田	勝	弘
松	山	香	織
小	河	好	美
松	島		太
西	岡	典	子
谷	口	弘	美
鶴	園	孝	夫
小	澤	良	太

石 森 博 行
新 垣 琢 磨
伊 藤 彩 菜

略語は答弁書及び準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 作 成 ・ 年 月 日 写	立 証 趣 旨
乙第16号証	関西電力株式会社大 飯発電所の原子炉の 設置変更（3，4号 炉の増設）に係る安 全性について（安全 審査書）〔抜粋〕 （通商産業省）	写 S62. 2. 10	本件原子炉の増設に係る設置変更許 可耐震設計の安全性の審査では，熊 川断層，FO-A断層，FO-B断 層の三連動を考慮することなく，策 定された基準地震動S1及びS2は 妥当と判断されたこと等
乙第17号証	関西電力株式会社大 飯発電所の原子炉の 設置変更（3，4号 炉の増設）に係る安 全性について （原子炉安全専門審 査会）	写 S62. 1. 20	同上
乙第18号証	制御棒クラスタの耐 震計算書〔抜粋〕 （関西電力株式会 社）	写 S63. 6. 21	本件原子炉の工事計画認可の審査の 段階において，基準地震動S1，S 2に対する制御棒挿入時間が2.2秒 以内であることが確認されているこ と
乙第19号証	発電用原子力設備に 関する技術基準を定 める省令の解釈につ いて（平成17年12月 16日 平成17・12・	写 H23. 10. 7	省令5条（耐震性）及び省令24条（制 御材駆動装置）に定める技術基準の 解釈について

	15原院第5号) (経済産業省原子力 安全・保安院)			
乙第20号証	発電用軽水型原子炉 施設の安全評価に関 する審査指針 (原子力安全委員 会)	写	H13. 3. 29	安全設計評価において評価すべき事 象である, 運転時の異常な過渡変化 及び事故については, その原因が原 子炉内に存在するいわゆる内部事象 を指すものであること
乙第21号証	原子力発電所耐震設 計技術指針 JEAG 4601-1991 追補 版 (社団法人日本電気 協会 電気技術基準 調査委員会)	写	H3. 12. 20	省令5条 (耐震性) に定める技術基準 の評価の具体的評価手法について
乙第22号証	原子力規制委員会ホ ームページ (原子力規制委員会)	写	H24. 9. 19	改正原子炉等規制法43条の3の2 3の趣旨について
乙第23号証	「耐震設計審査指針 の改訂に伴う関西電 力株式会社 美浜発 電所1号機, 高浜発 電所3, 4号機, 大 飯原発3, 4号機耐	写	H22. 12. 2	本件原子炉に係る耐震バックチェッ クにおいて, 基準地震動 S_s の策定 における検討用地震の選定について, FO-A断層及びFO-B断層とは 連動するものとして評価するが, 熊 川断層はこれらと連動しないものと

	震安全性に係る報告の評価について」に対する見解 (耐震安全性評価特別委員会)			して選定していることについて、原子力安全・保安院が適切であると判断していること等
乙第24号証	「地震・津波に関する意見聴取会（活断層関係）」会合での審議内容について (原子力安全・保安院)	写	H24. 8. 10	活断層の連動性についての検討に係る「地震・津波に関する意見聴取会（活断層関係）」の設置経緯、審議主体について。
乙第25号証	「活断層の連動を考慮した地震動計画」に関する意見聴取会における指摘及び原子力安全・保安院の対応方針について (原子力安全・保安院)	写	H24. 9. 7	同対応方針について、原告らが指摘する記載箇所は、F O - A断層と熊川断層の連続性、連動性を認めたものではなく、熊川断層の長さについて指摘がされているにとどまること等
乙第26号証	制御棒挿入による原子炉緊急停止に係る安全余裕に関する検討について（参考資料） (原子力安全委員会、原子炉安全専門審査会、制御棒挿入に係る安全余裕検討部会)	写	H20. 12	原子炉の設置許可処分に当たっての安全審査においては、安全評価指針に基づく審査に用いられる判断基準には一定の余裕があることが確認されていること等。
乙第27号証	平成17年度原子力	写	H18. 8	同報告書の6章において、確率論的

<p>施設等の耐震性評価技術に関する試験及び調査機器耐力その2（PWR制御棒挿入性）に係る報告書（独立行政法人原子力安全基盤機構）</p>	<p>安全評価を行うための制御棒挿入性に関する機器耐力を求めるため、実機試験及び再現性解析結果に基づき妥当性が確認された解析及び評価手法を実機代表プラントの機器耐力評価に適用し、解析を行っていること、及びその解析では、実機試験との条件の違いが考慮されていること</p>
---	--